



鳥取県公報

令和5年3月22日（水）
第9482号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定（114）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 指定自立支援医療機関の指定（115）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ヨーネ病検査等の実施（116）（畜産課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 地域森林計画の変更（2件）（117・118）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定施業要件の変更（119）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4 基本測量の実施（120）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 土砂災害警戒区域の指定（121）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 土砂災害警戒区域の指定の変更（4件）（122～125）（〃）・・・・・・・・・・ 5 土砂災害特別警戒区域の指定（126）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（4件）（127～130）（〃）・・・・・・ 7 指定障害児通所支援事業者の指定（131）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 9 指定障害福祉サービス事業者の指定（132）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（3件）（6～8）（倉吉農業高等学校）・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第114号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	金井 創太郎	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
心臓血管外科	心臓機能障害	吉川 泰司	〃

鳥取県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
谷口 宗弘	倉吉市上井町一丁目13	医療法人清生会谷口病院附属診療所 東伯サテライト	東伯郡琴浦町浦安140-10	育成医療、更生医療	令和5年3月1日

鳥取県告示第116号

ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢検査、豚熱検査、家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査、鳥マイコプラズマ症検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢、豚熱、家きんサルモネラ症（ひな白痢）、鳥マイコプラズマ症、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ヨーネ病検査

ア 繁殖及び種付の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24月を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び智頭町、倉吉市、東伯郡三朝町、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市、西伯郡伯耆町（平成17年1月1日町合併前の西伯郡岸本町の区域に限る。）及び大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び日野町において飼育しているもの（令和5年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限る。）

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、令和5年4月1日以降に放牧するもの

エ その他知事が必要と認める牛

(2) 牛海綿状脳症検査

ア 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

イ その他知事が必要と認める牛の死体

(3) 牛ウイルス性下痢検査

令和5年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(4) 豚熱検査

豚及びいのしし（飼養頭数6頭以上の農場に限る。）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏のうち知事が必要と認めるもの

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場に限る。）

(8) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(2) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(3) 牛ウイルス性下痢検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(4) 豚熱検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 家きんサルモネラ症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(6) 鳥マイコプラズマ症検査

臨床検査及び急速凝集反応

(7) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(8) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更し

たので、同法第6条第7項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第119号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年3月22日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第120号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
榎原5地区(Ⅱ-3680)
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに

米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
石井地区（Ⅰ－892）、上安曇5地区（Ⅱ－2877）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
大山町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
豊成2地区（Ⅰ－961）、小竹西地区（Ⅰ－964）、下坪地区（Ⅰ－965）、豊成5地区（Ⅱ－3044）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
南部町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
奥絹屋四 (I-1-3-28-57)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
南部町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
朝金地区 (I-1452)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
伯耆町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
うつし谷川 (I-1-3-39-10)
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
榎原5地区 (II-3680)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

米子市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

（1）全部について指定を解除するもの

石井地区（Ⅰ－892）

（2）一部について指定を解除するもの

上安曇5地区（Ⅱ－2877）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

大山町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

（1）全部について指定を解除するもの

小竹西地区（Ⅰ－964）

（2）一部について指定を解除するもの

豊成2地区（Ⅰ-961）、下坪地区（Ⅰ-965）、豊成5地区（Ⅱ-3044）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

南部町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

奥絹屋四（Ⅰ-1-3-28-57）

2（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

南部町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

朝金地区（Ⅰ-1452）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

伯耆町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
うつし谷川（I-1-3-39-10）

鳥取県告示第131号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社 M a o	境港市上道町 2231-2	まちなかM a o	米子市両三柳4579-67	放課後等 サービス	令和5年3月 10日

鳥取県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ティーアンドディ ー有限公司	米子市祇園町 二丁目242-82	ライフデリ境港米子	境港市竹内町3583- 11	就労継続支援A型	令和5年3 月13日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳又は生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

- 1 委託の相手
大山乳業農業協同組合
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
倉吉青果株式会社
倉吉花き市場株式会社
鳥取中央農業協同組合
株式会社食のみやこ鳥取
倉吉農業高等学校販売実習実行委員会
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県教育委員会告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合

2 委託期間

令和4年9月13日から令和5年3月31日まで

鳥取県教育委員会告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月22日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和4年12月5日から令和5年2月28日まで